

風間浦村  
子ども・子育て支援事業計画

---

(第3期)

令和7年2月現在（素案）



## 〔目 次〕

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の対象と期間	2
4	SDGsとの関係	2
5	策定体制	3
6	子ども・子育てに関する法律、制度等の動向	4
第2章	風間浦村の子ども・子育てを取り巻く環境	5
1	風間浦村の現況	5
2	子ども・子育てを取り巻く環境	9
3	子育て環境について（アンケート結果概要）	10
第3章	子ども・子育て支援の基本的な考え方	14
1	計画の基本理念	14
2	計画期間における子どもの人口の見通し	15
第4章	子ども・子育て支援施策の展開	17
基本目標1	地域における子育て支援	19
基本目標2	妊産婦と乳幼児等の健康の確保と増進	23
基本目標3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	28
基本目標4	子育てを支援する生活環境の整備	32
基本目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進	34
基本目標6	子ども等の安全の確保	35
基本目標7	要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進	37
基本目標8	その他、定住促進のための施策	39
第5章	子ども・子育て支援事業計画	40
1	教育・保育提供区域の設定	40
2	教育・保育施設の需要量及び確保の方策	42
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等	44
4	地域子ども・子育て支援事業等の需要量及び確保の方策	46
第6章	計画の着実な推進に向けて	54
1	計画の推進にあたっての役割分担と連携	54
2	計画の進行管理	55
資 料	編	57
資料1	風間浦村子ども・子育て会議条例	57
資料2	風間浦村子ども・子育て会議委員名簿	59



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

風間浦村（以下「本村」という。）は、令和元年度に「風間浦村子ども・子育て支援事業計画」を見直し、地域の教育・保育ニーズに対応する量的確保と、地域子ども・子育て支援事業の総合的・効率的な提供を目指し、様々な子育て支援施策を計画的に推進してきました。

しかしながら、核家族化の進行、家庭や地域の子育て・教育力の低下、子育て家庭の孤立化、産後うつの問題など、子育てを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

このような状況下で、国は令和5年に「こども基本法」を施行し、「こども家庭庁」を創設しました。これにより、こどもを中心とした社会の実現と、若い世代が希望通りに結婚し、安心して子育てができる社会の構築に向けた新たな次元の少子化対策が始動しました。さらに、次世代育成支援対策推進法の10年間延長により、地域や職場における子育てしやすい環境整備に向けて、地域の事業主の取り組みへの支援充実が図られることとなりました。

現行の第2期計画が令和6年度で終了するにあたり、国及び制度の動きを踏まえ、引き続き必要な教育と保育の量を確保しつつ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に重点を置き、子どもとその親が幸せに暮らせるよう、地域協力のもとで計画的かつ総合的な子育て支援施策を推進する「風間浦村子ども・子育て支援事業計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

---

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子ども・子育て家庭を対象として、今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めるものです。
- 「次世代育成対策推進法」の施行期間が延長されたことを受け、本計画においては、総合的な子ども・子育て支援施策の推進を図るものとして、必要な事項を子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととします。
- 上位計画である総合計画をはじめ、関連する計画との調和を図ります。

### 3 計画の対象と期間

- 本計画は、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とします。また、地域、事業者など、子どもや子育てを取り巻くすべての個人及び団体を対象としています。
- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。  
なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画期間



### 4 SDGsとの関係

- SDGs(持続可能な開発目標)では、持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」ことを目指しており、子どもをはじめとする子育て家庭も取り残されてはならない存在です。そのため、本計画における各施策・事業の推進にあたっては、子どもをはじめ、子育て家庭を中心に、多様な主体が連携して安心して子どもを産み、育てる環境の実現に向けてSDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 5 策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「風間浦村子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

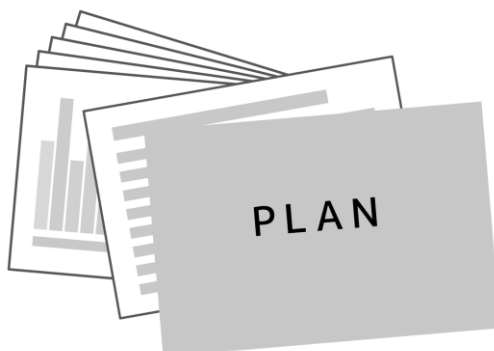
### (2) アンケート調査の実施

本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。

図表 アンケート調査実施概要

- 調査対象：村内にお住いの未就学・小学生児童のいる世帯
- 調査期間：令和6年2～3月
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

配付数	回収数	未回収票数	回収率
48票	41票	7票	85.4%



## 6 子ども・子育てに関する法律、制度等の動向

新たな計画策定にあたり、近年の子ども・子育てに関する法律、制度等の動向を次のとおり整理します。

図表 子ども・子育てに関する法律、制度等の動向

平成23年	●子ども・子育て関連3法成立
平成27年	●子ども・子育て新制度開始。第一期子ども・子育て支援事業計画スタート
令和元年	●幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施 ●子ども・子育て支援法が改正 ●子ども・子育て支援法に基づく基本指針 <sup>※1</sup> の改正・第二期子ども・子育て支援事業計画策定 ●子供の貧困対策に関する大綱
令和3年	●「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 ⇒「こどもまんなか社会 <sup>※2</sup> 」の実現を目指すことが趣旨
令和5年	●こども基本法施行 ⇒児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。 ●こども家庭庁創設 ⇒「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担う。子ども・子育て支援事業計画を含む、子ども施策 <sup>※3</sup> は、こども家庭庁に移管された。 ●こども未来戦略・こども大綱が閣議決定
令和6年	●子ども・子育て支援法等の改正案が成立 ⇒児童手当の拡充、こども誰でも通園制度の創設など子育て世代への支援を拡充するほか、財源確保のため公的医療保険に上乗せして徴収する新たな支援金制度を令和8年度に創設 ●次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の改正 ⇒令和7年3月までの時限法が令和17年3月まで延長 ●基本指針の改正・第三期子ども・子育て支援事業計画策定 ●子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

※1：子ども・子育て支援に関する施策を進めるための基本的な考え方を示したもので、自治体はこの指針をもとに計画を策定。

※2：常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組み・政策をわが国社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、というもの。

※3：新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備、及びこれらと一体的に進める必要のある施策（地域子ども・子育て支援事業などを含む）のこと（子ども基本法第2条）。



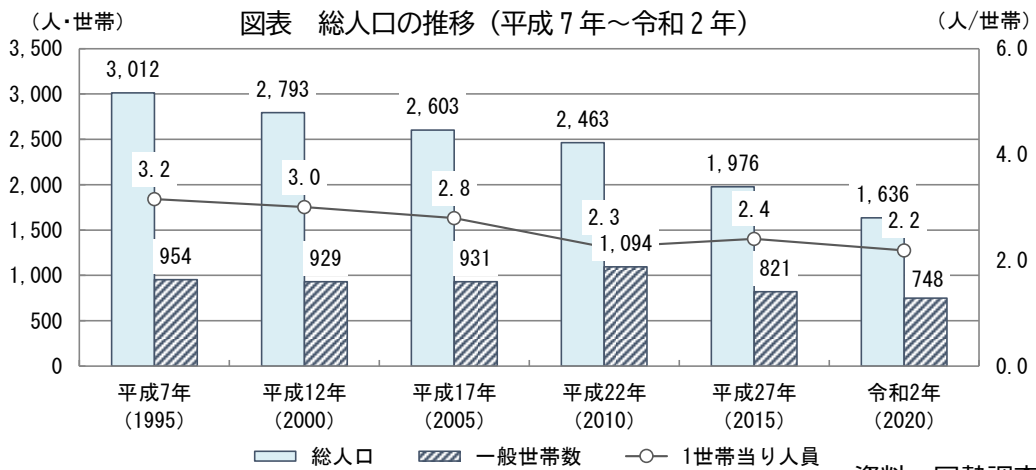
## 第2章 風間浦村の子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 風間浦村の現況

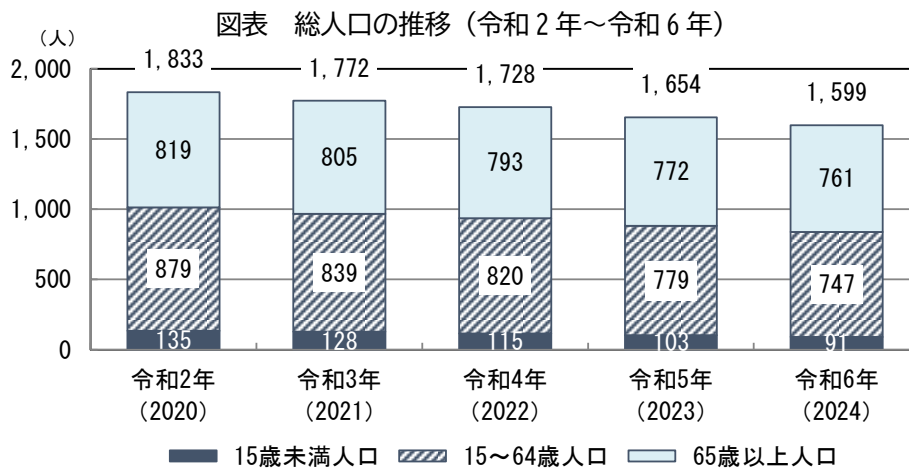
#### (1) 人口・世帯の推移

国勢調査による本村の総人口及び一般世帯の推移をみると、減少推移にあり、令和2年には1,636人となっており、平成7年からの25年間で、1,376人減少しています。

一般世帯数については、平成17年・平成22年に増加もみられるものの、以降は減少傾向にあり、令和2年の一般世帯数は748世帯、一世帯当たりの人員は2.2人となっています。



また、近年の推移として、令和2年以降の住民基本台帳による人口推移をみると、令和6年4月現在の総人口は1,599人となっており、3区分のすべてで減少推移がみられます。

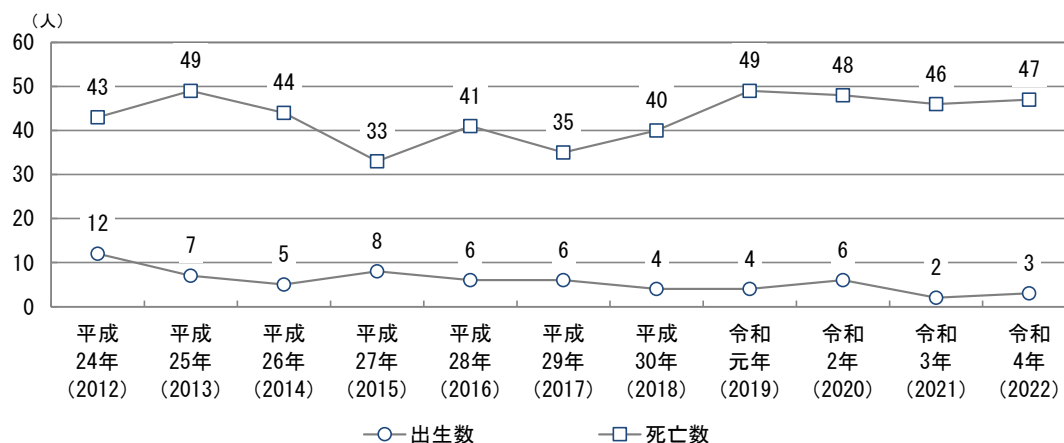


### (3) 人口移動状況

#### ① 出生・死亡数（自然動態）の推移

平成 24 年から令和 4 年の出生・死亡数（自然動態）の推移をみると人口の増加要因である出生数は平成 25 年以降一桁となっています。減少要因となる死亡数は毎年約 30～50 人で推移しており、出生・死亡数の推移による人口の増減は年平均で約 34 人の減少となっています。

図表 出生・死亡数（自然動態）の推移（平成 24 年～令和 4 年）

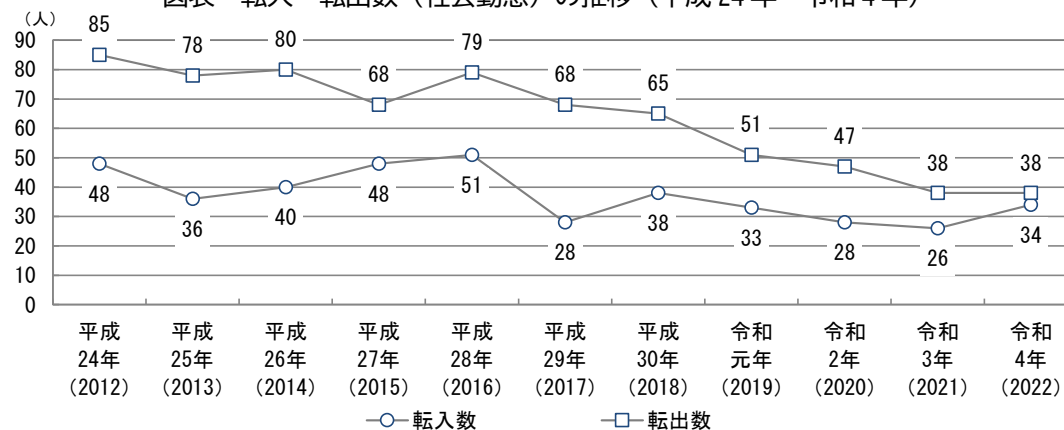


資料：人口動態調査

#### ② 転入・転出数（社会動態）の推移

平成 24 年から令和 4 年の転入・転出者数（社会動態）の推移をみると、人口の増加要因である転入者数を減少要因となる転出数が下回る推移となっています。転出数は平成 24 年以降減少傾向にあり、令和 4 年は 38 人と転入数に近づいています。転入・転出者数の推移による人口の増減は年平均で約 59 人の減少となっています。

図表 転入・転出数（社会動態）の推移（平成 24 年～令和 4 年）

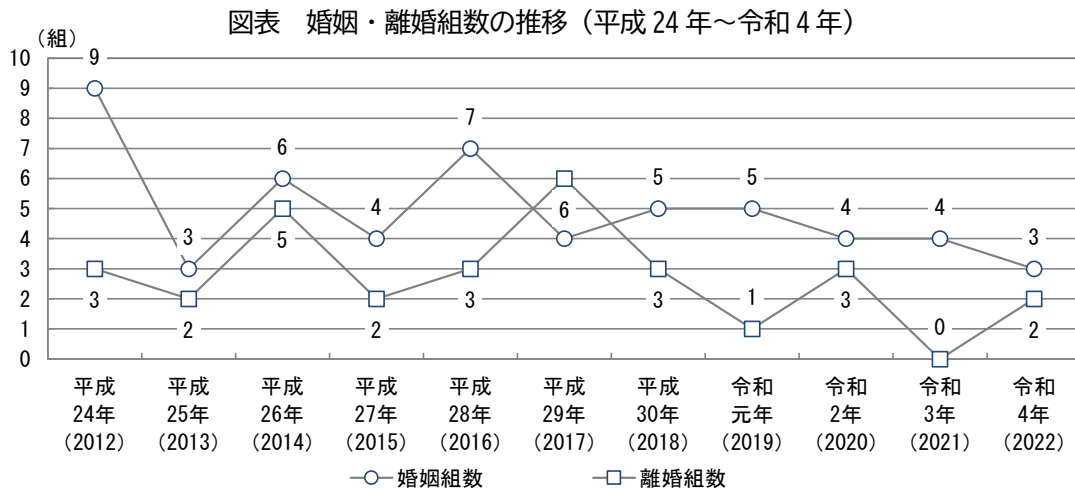


資料：住民基本台帳人口移動報告

資料：人口動態調査

### ③ 婚姻・離婚件数の推移

平成 24 年から令和 4 年の婚姻・離婚組数をみると、期間における平均婚姻組数は約 5 組、離婚組数は約 3 組となっています。



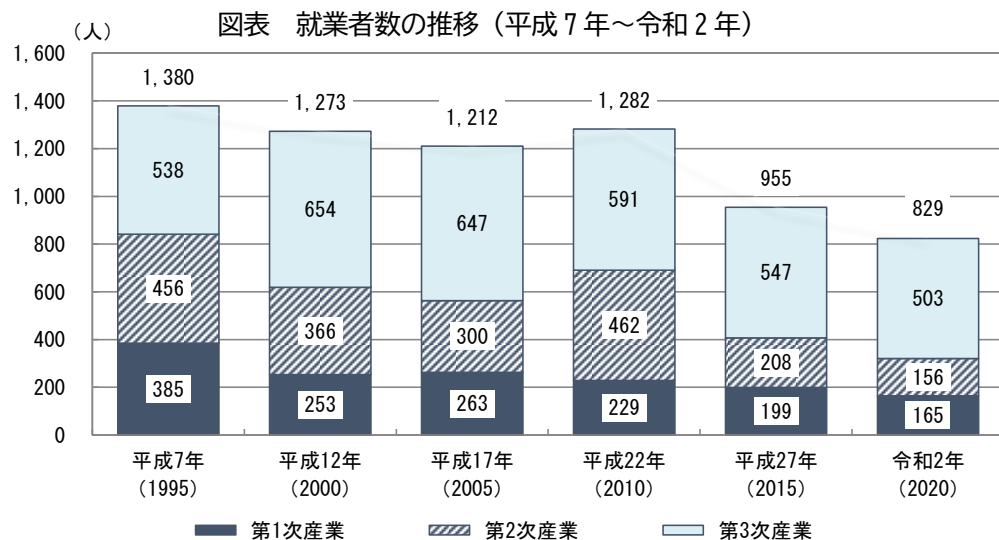
資料：人口動態調査

### (4) 就業者数の推移

#### ① 就業者数（産業構造）の推移

国勢調査による就業者数は、平成 7 年から平成 17 年にかけて減少推移し、平成 22 年に増加に転じていますが、令和 2 年時点では 829 人と再び減少となっています。

産業別にみると、令和 2 年の第 1 次産業は 165 人、第 2 次産業は 156 人、第 3 次産業は 503 人となっており、すべての産業で減少がみられます。

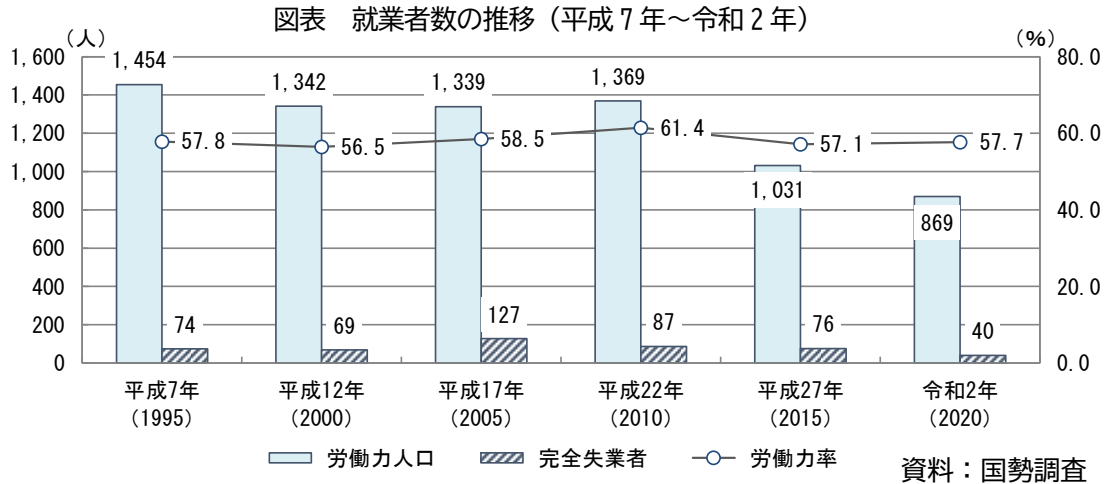


資料：国勢調査

## ② 労働力人口・完全失業者数の推移

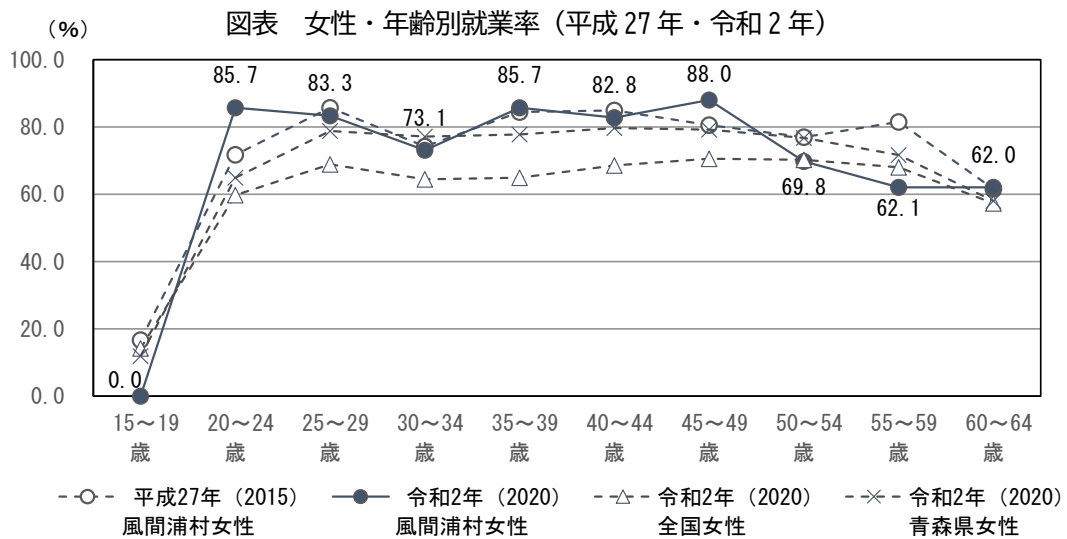
国勢調査による労働力人口は、平成 22 年に増加がみられますが、平成 27 年には 1,031 人と減少に転じ、令和 2 年現在で 869 人となっています。

また、令和 2 年の完全失業者数は 40 人、労働力率は 57.7%となっています。



## ③ 性別・年齢別就業率

女性の就業率を年齢別にみると、令和 2 年の状況は、平成 27 年よりも、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」の傾向がみられます。



## 2 子ども・子育てを取り巻く環境

### (1) 保育園の状況

現在村内の保育園は1園であり、児童数をみると、令和4年より減少しており、令和6年の入所数は18人と20人を下回っています。

図表 保育園利用者数の推移

(単位：人・%)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
保育園	30	34	25	21	18
定員数	40				
入所率	75.0	85.0	62.5	52.5	45.0

資料：風間浦村

### (2) 小学校の状況

学校基本調査による村内小学校の児童数・学級数をみると、児童数、学級ともに減少傾向にあり、令和6年の児童数は43人、学級数は7学級となっています。

図表 児童数・学級数

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
児童数	52	53	53	47	43
学級数	7	7	7	7	7

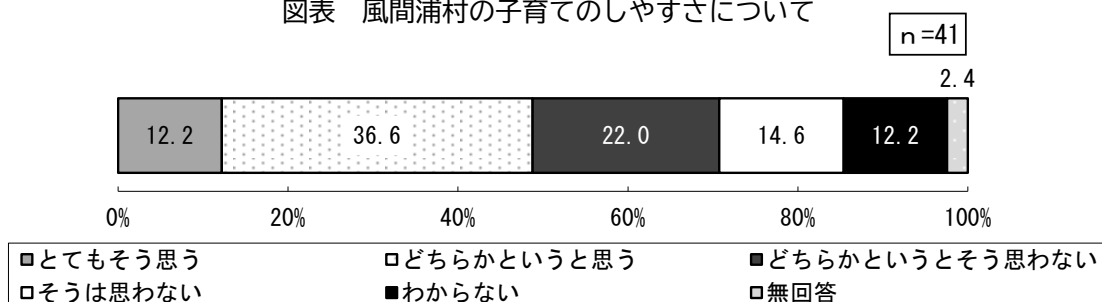
資料：学校基本調査

### 3 子育て環境について（アンケート結果概要）

#### (1) 風間浦村の子育てのしやすさについて

- 村の子育て環境について、「とてもそう思う」（12.2%）、「どちらかというと思う」（36.6%）を合わせた5割近く（48.8%）の方は“子育てしやすいと思う※”と感じている一方で、「どちらかというと思わない」（22.0%）、「そうは思わない」（14.6%）を合わせた4割近く（36.6%）の方は“子育てしやすいと思わない※”と感じています。

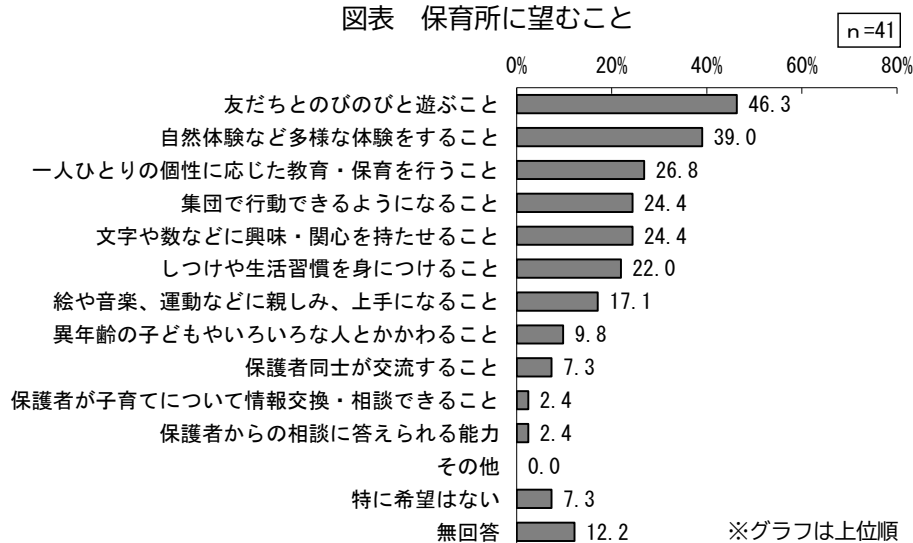
図表 風間浦村の子育てのしやすさについて



#### (2) 保育所に望むこと

- 保育所に望むことについて、「友だちとのびのびと遊ぶこと」が46.3%と最も多くなっています。次いで「自然体験など多様な体験をすること」が39.0%、「一人ひとりの個性に応じた教育・保育を行うこと」が26.8%となっています。

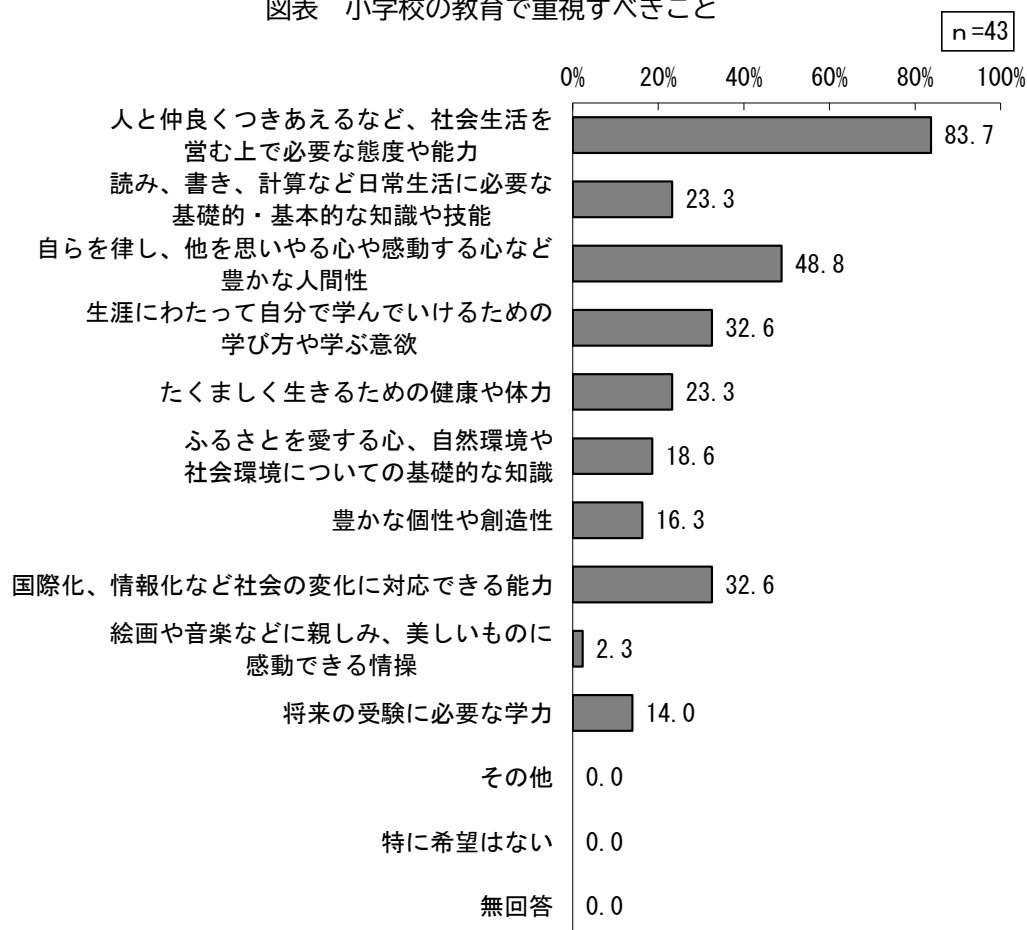
図表 保育所に望むこと



### (3) 小学校の教育で重視すべきこと

- 小学校の教育で重視すべきことについては、「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」が83.7%と最も多くなっています。次いで「自らを律し、他を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」が48.8%、「生涯にわたって自分で学んでいけるための学び方や学ぶ意欲」、「国際化、情報化など社会の変化に対応できる能力」が共に32.6%となっています。

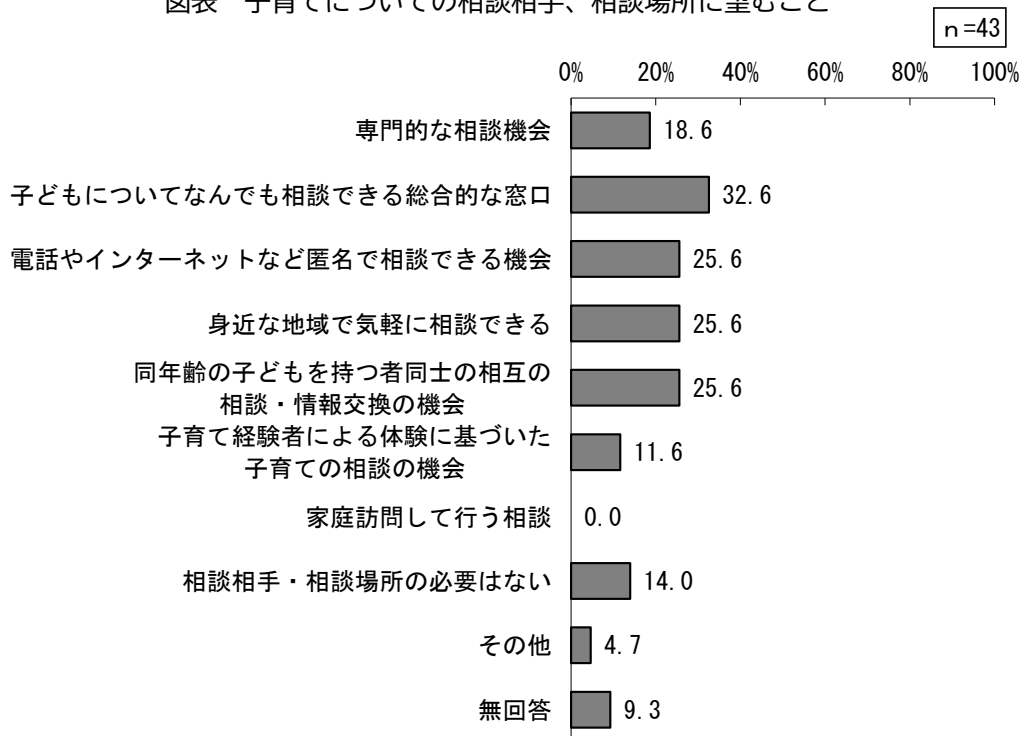
図表 小学校の教育で重視すべきこと



#### (4) 子育てについての相談相手、相談場所に望むこと

- 子育てについての相談相手、相談場所に望むことについては、「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」が32.6%と最も多くなっています。次いで「電話やインターネットなど匿名で相談できる機会」、「身近な地域で気軽に相談できる」、「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会」が共に25.6%となっています。

図表 子育てについての相談相手、相談場所に望むこと

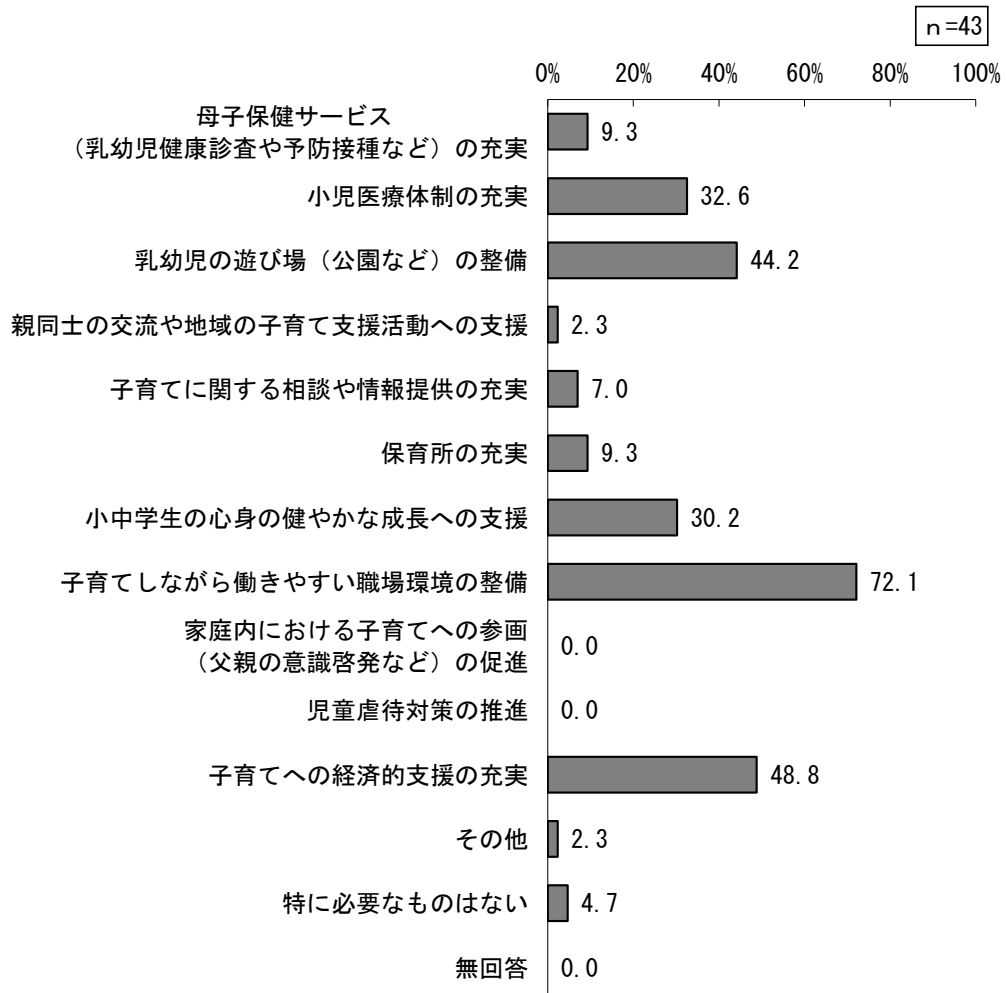




## (5) 子育てしやすいむらづくりのために必要なこと

- 子育てしやすいむらづくりのために必要なことについては、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が72.1%と最も多くなっています。次いで「子育てへの経済的支援の充実」が48.8%、「乳幼児の遊び場（公園など）の整備」が44.2%となっています。

図表 子育てしやすいむらづくりのために必要なこと

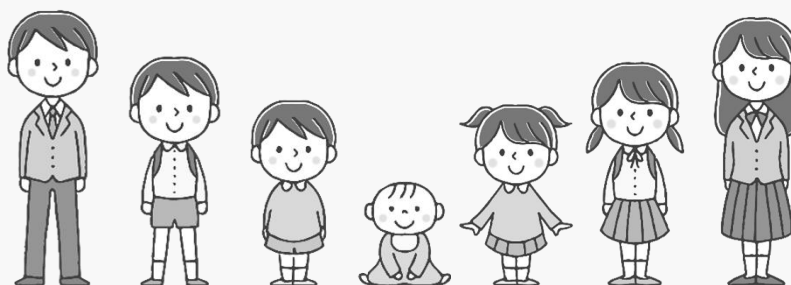


## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

(基本理念)

「親も子ども地域で育ち・育てる社会をめざす」



「風間浦村次世代育成支援地域行動計画」では、次の時代を担う子どもたちが元気に生まれ、健やかに育つことができるよう、子どもが何を求めているのか、子どもにとって何が必要なのかということ、家庭や地域、学校、保育所などが考え、子どもたちの権利が尊重される新しい子育て支援社会を構築することを目指しました。

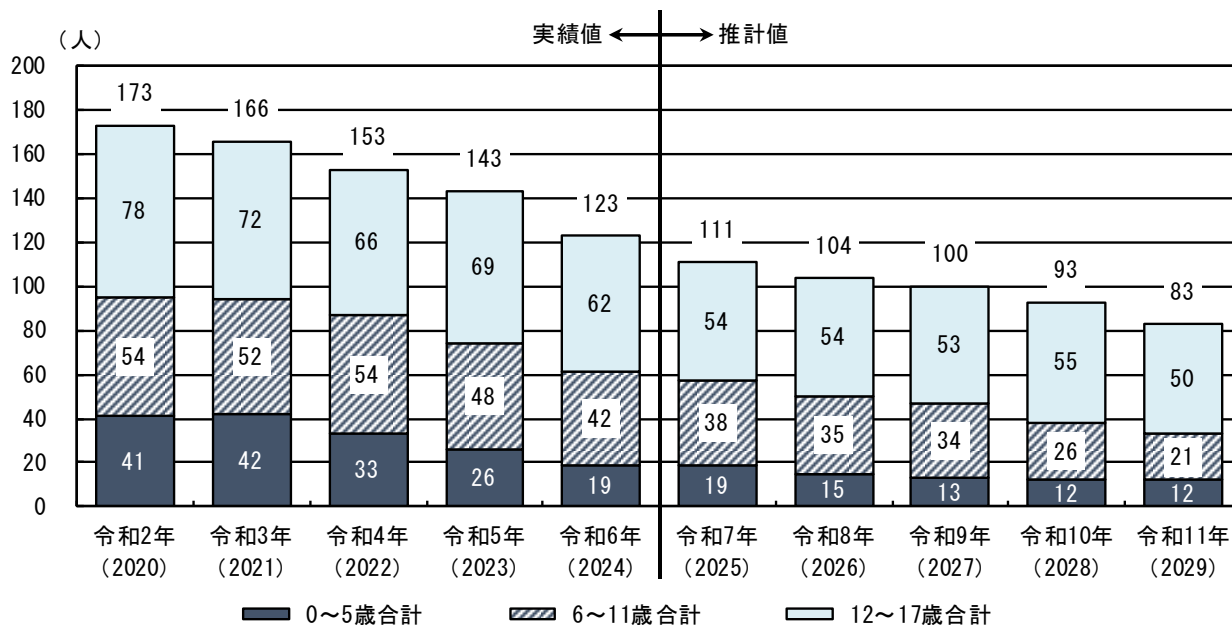
そして、これにあわせて、その子どもたちを育てる、父親や母親、さらにはこれから子どもを産み育てる次世代の親となる子どもたちが、子育てに対する喜びを実感することができ、また、子育ての意義について理解を深めることができるように地域全体で支援していくことを基本理念としてきました。

こうした本村が目指している方向性に沿い、これまでの基本理念「親も子ども地域で育ち・育てる社会をめざす」を継承し、家庭教育の重要性を改めて認識しつつ、子ども・子育て家庭を、保育所・学校、ボランティア、自治会、事業所、行政など、地域ぐるみで支えあい、ふれあうことで、支える人も支えられる人も、みな輝いていく村を創っていきます。

## 2 計画期間における子どもの人口の見通し

計画期間における子どもの人口の見通しは以下のとおりです。

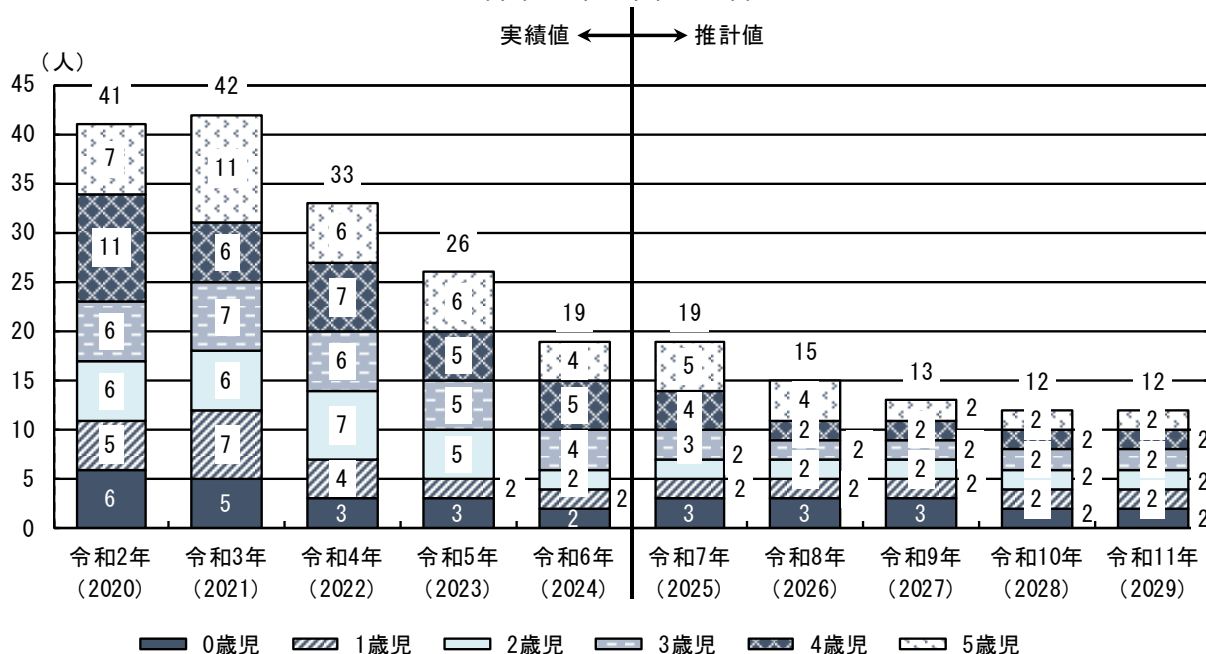
図表 0～17歳児童数の推計  
(令和2年～令和11年)



資料：住民基本台帳（各年4月1日）より推計

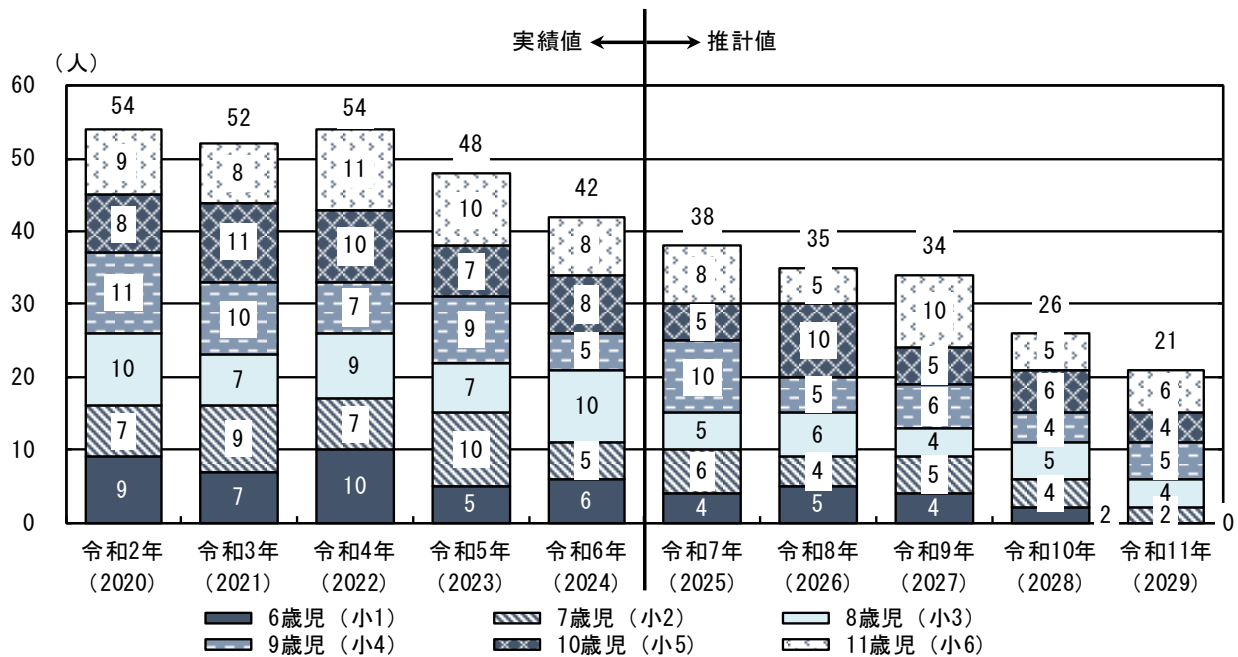
計画期間における教育・保育施設の需要及び地域子ども・子育て支援事業の対象となる0～5歳児、6～11歳児の見込みは以下のとおりです。

図表 0～5歳児童数の推計  
(令和2年～令和11年)



資料：住民基本台帳（各年4月1日）より推計

図表 6～11歳児童数の推計  
(令和2年～令和11年)



資料：住民基本台帳（各年4月1日）より推計

[児童数の推計方法（変化率法）について]

変化率法は、各歳の過去における実績人口の動き（例：1歳児が2歳児になったときの人口の移動（変化））から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

ただし、0～5歳児までは各歳ともに人口の移動はなく、6歳以降（就学後）に人口の移動（変化）が発生するものとして推計します。

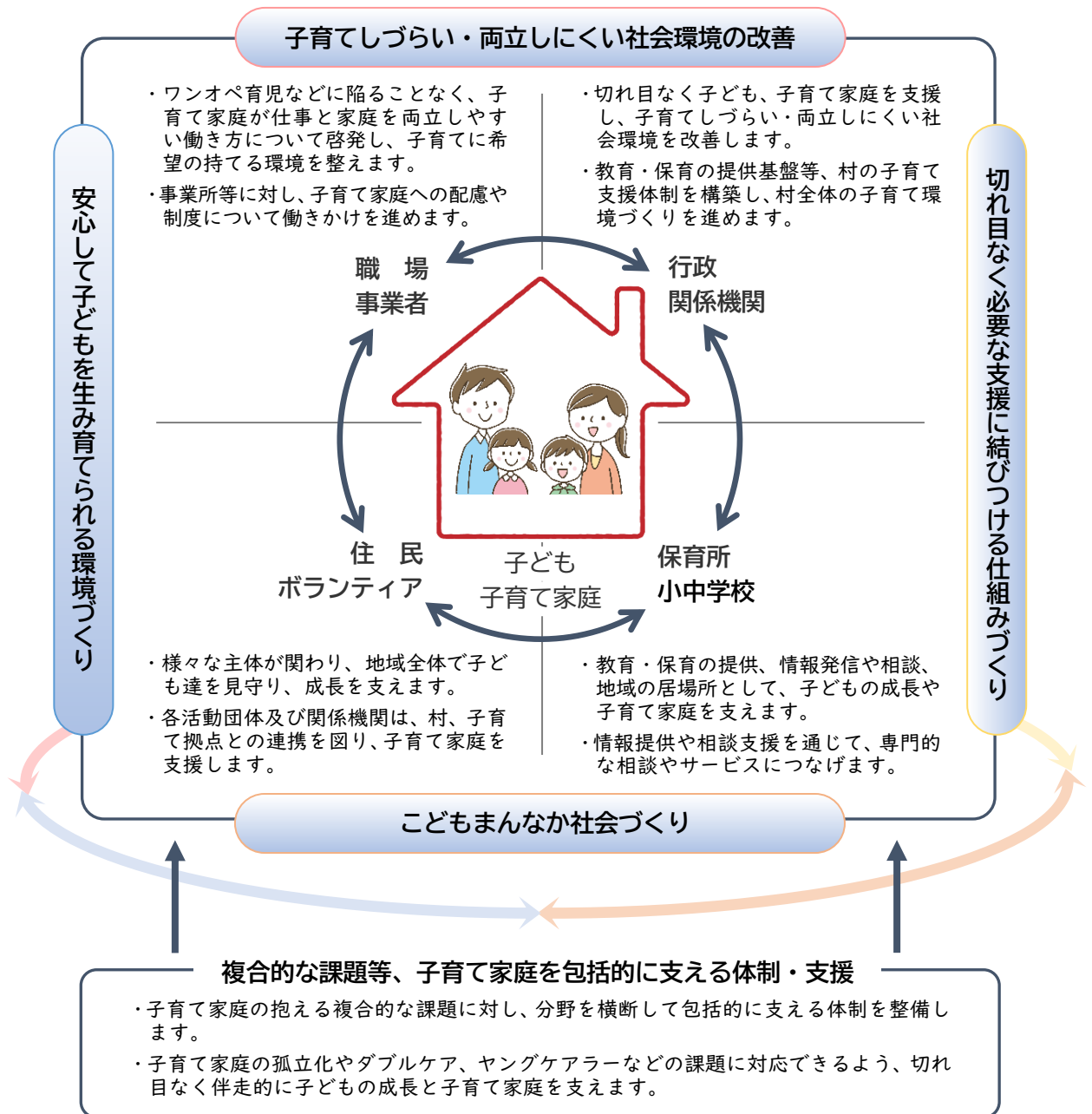
今回のように、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また児童数のように推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合、この手法を用いて将来人口を予測することができます。

なお、0歳児については区間の20～44歳の女性と0歳児の比率（子ども女性比）から、0歳児の数（出生数を）を推計しています。

## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

子どもの幸せを第一に考え、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進等、家庭と地域の子育て力の向上を目指し、以下の施策の体系に基づき、事業・施策を展開します。

図表 (参考) 村全体で支え合う子育て支援のイメージ



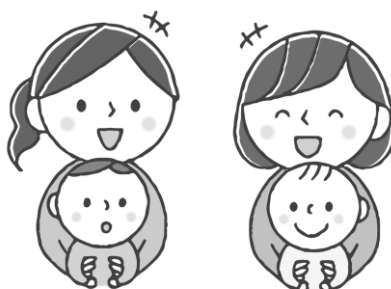
基本目標	5 年行動計画
基本目標 1 地域における子育て支援	1-1 地域における子育て支援サービスの充実
	1-2 保育サービスの充実
	1-3 子育て支援のネットワークづくり
	1-4 子どもの居場所の確保
	1-5 他地域との交流
	1-6 子どもの健全育成
基本目標 2 妊産婦と乳幼児等の健康の確保と増進	2-1 妊婦への指導
	2-2 妊産婦や乳幼児に対する相談事業
	2-3 妊婦・乳幼児健診
	2-4 食育の推進
	2-5 子どもの喫煙や薬物乱用に対する教育
	2-6 学校における思春期教育
	2-7 小児医療の充実
基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	3-1 次世代の親の育成
	3-2 豊かな心の育成
	3-3 信頼される学校づくり
	3-4 教育に関する経済的支援
	3-5 家庭の教育力の向上
	3-6 地域の教育力の向上
	3-7 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	4-1 良好な居住環境の整備
	4-2 安全な道路交通環境の整備
	4-3 安心して外出できる環境の整備
	4-4 安全・安心なまちづくりの推進
基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進	5-1 男性を含めた働き方の見直し
	5-2 仕事と子育ての両立の推進
基本目標 6 子ども等の安全の確保	6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
基本目標 7 要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進	7-1 児童虐待防止対策の充実
	7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
	7-3 障がいを持つ児童に対する施策の充実
	7-4 子どもの貧困やヤングケアラー等への支援の検討
基本目標 8 その他、定住促進のための施策	8-1 観光産業の育成
	8-2 未婚者の結婚促進

## 基本目標1 地域における子育て支援

### 1-1 地域における子育て支援サービスの充実

安心して子育てをすることができるように、多様な子育て家庭のニーズにも対応できるよう、子育て支援サービスの充実を進めます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
1	地域子育て支援センター	子育て中の親が交流を深める場、子育ての不安や悩みを相談できる場として、社会福祉法人へ運営を委託した平成26年4月より、常時開設しています。 今後も村内の子育て家庭のほか、里帰り出産、夏場の帰郷などの親子へも保健師等を通じて通知を行い、必要に応じて支援を行います。	村民生活課
2	地区担当民生委員・児童委員による家庭訪問	主任児童委員を中心として、管内小中学校及び地域住民から情報提供を受けて相談等の支援を行い、ケース内容によっては家庭訪問を実施しています。	村民生活課
3	利用者支援事業	本事業については、現在未実施ですが、今後はこども家庭センターにおいて、子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談を実施します。 計画期間においても事業実施に向けて、実施体制の検討を継続します。	村民生活課
4	風間浦村にこにこおむつ支援事業	令和6年7月から乳幼児期の子育て世帯を支援するための事業として、紙おむつの支給を行っています。	村民生活課



## 1-2 保育サービスの充実

就学前児童の保育ニーズが多様化していることから、既存の保育所において、保育内容の充実を図ります。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
5	保育所の運営	平成26年4月より、社会福祉法人へ運営委託し、公設民営の保育所として運営されています。 今後も、乳幼児の保育拠点施設として、多様化する保育ニーズに対応した業務の拡充を図ります。	村民生活課
6	園児のバスによる送迎	住民サービスの低下を防ぐため、統合以来実施している児童の送迎を継続実施します。	村民生活課
7	一時保育事業	専業主婦や日常就労していない保護者の方の急病・冠婚葬祭・育児疲れ等、緊急又は一時的に保育が必要な場合の保育を行っています。対象は満1歳以上の幼児で、午前7時半から午後4時までの間（8時間以内）原則1週間を限度としています。	村民生活課
8	乳児保育事業	今後も保育士の定数を確保しながら、できる限り入所希望者に対応した保育を継続実施します。	村民生活課
9	延長保育	保育短時間は、16時までの保育時間となりますが、18時までの延長保育が可能です。 今後も子育て家庭の働き方や需要に応じて保育時間の延長について検討します。	村民生活課
10	広域的教育・保育への支援	他市町村の幼稚園、認定こども園を利用する場合に必要な支援を検討・実施します。 保育所においては、希望のある場合、他市町村からの受け入れについても対応します。	村民生活課
11	保育の無償化	風間浦村在住で風間浦保育所に入所したすべての子どもの保育に係る費用を無償とし、保育所の利用を支援します。	村民生活課
12	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、特定教育・保育施設などに民間事業者が参入することを図るための調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営を促進するための事業です。 本事業については、村内での新たなサービス実施に伴う事業者の参入等が生じた際に、実施します。	村民生活課



### 1-3 子育て支援のネットワークづくり

地域ぐるみでの子育ての実践に向けて、地域における子育てネットワークの構築や、子育てサークルの立ち上げなどを支援していきます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
13	村ホームページ等を活用した子育て情報の提供・情報交換の促進	村ホームページ等を活用した子育て情報の提供や子育てに関する情報交換の機会の提供を進めます。	村民生活課

### 1-4 子どもの居場所の確保

中央公民館や小中学校など、施設の地域活動への解放、放課後子ども教室など、子どもが安心して安全に過ごせる居場所を確保し、子どもの社会化を促します。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
14	中央公民館の開放	中央公民館の利用希望者に対して、開放を行っています。今後も継続実施します。	教育委員会
15	小中学校施設の地域活動への開放	現在、中学校体育館で、体育協会のバレーボール部及びバスケットボール部が活動を行っています。 今後も現行どおり継続して実施し、子どもの遊び場と活動の場としても開放します。また、地域活動への提供も推進していきます。	教育委員会
16	放課後子ども教室	現在は小学校1～6年生を対象に、小学校の空き教室を利用し、軽運動や学習及び創作活動を行い、小学校で実施しています。 今後も国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、継続して実施します。	教育委員会
17	多世代間交流の場の確保	子どもや保護者だけでなく、高齢者なども気軽に立ち寄ることができる多世代間交流の場の確保を検討します。	村民生活課



## 1-5 他地域との交流

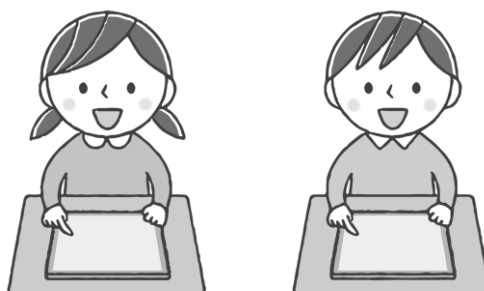
友好村との交流事業や児童生徒・地域との国際交流活動など、他地域との交流を通じ、子どもの社会性を伸ばす機会を提供します。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
18	函館市榎法華地区との交流事業	友好村の締結をしている北海道函館市榎法華地区（旧榎法華村）との「友好村子ども交流会」を実施しています。	教育委員会
19	学校法人同志社との交流事業	毎年 10 月に風間浦中学校と同志社中学校の交流会を同志社今出川キャンパスで実施、11 月に同志社大学の留学生が来村して児童生徒・地域との国際交流活動、1 月に同志社中の生徒会が来村し、風間浦中学校生徒と交流を行っています。 今後も、既存事業を継続して実施しながら、村と学校法人同志社とのつながりを更に深めていきます。	教育委員会

## 1-6 子どもの健全育成

家庭教育の水準の向上や道徳教育の充実などにより、子どもの健全育成を図ります。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
20	家庭教育に関する講座	村 PTA 研修会で、保護者・教員を対象に家庭教育関係の講演会等を実施しています。 今後も、参観日や学校行事等を利用するなど、中学生や保護者を対象に、しつけや学力向上についての勉強会・講演会等を実施し、家庭教育の水準を高めます。	教育委員会
21	道徳教育の充実	各小中学校において、学習指導要領に基づき、教材を用いて、善悪の判断や相手を思いやる気持ちなどについての学習を推進します。	教育委員会



## 基本目標2 妊産婦と乳幼児等の健康の確保と増進

### 2-1 妊婦への指導

妊娠中は、様々な要因により精神的に不安になることがあるため、訪問指導や妊婦教室などにより、妊婦への指導を行い、不安の緩和等を行います。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
22	妊婦窓口指導	妊娠届出時に実施される妊婦窓口指導をすべての妊婦に対して実施しています。その際に、現在、喫煙している妊婦・同居者ばかりでなく、たばこを吸わない妊婦へのたばこに関する指導も行っています。今後も継続実施します。	村民生活課
23	妊婦訪問指導	妊娠期を安心、安全に過ごせるよう、妊娠5か月・8か月時に訪問または電話にて状況を確認しています。今後も継続実施します。	村民生活課
24	妊婦教室	対象者数、受講者数が少ないため、育児学級開催日に同日実施しています。また、乳児を持つ母親との交流も兼ねています。今後も対象者のニーズに合わせ、実施します。	村民生活課

### 2-2 妊産婦や乳幼児に対する相談事業

妊産婦が安心して出産し、子どもが健やかに成長できるように、妊産婦や乳幼児に対する相談事業の充実を図ります。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
25	こども家庭センターによる育児相談	令和7年度より、こども家庭センターを設置します。こども家庭センターでは、子育てに関する悩みや不安について相談を行うほか、地域全体で子育て家庭を見守る体制の一部として機能を果たします。 また、既存の子育て支援サービスとの連携し、相談内容に応じて必要な支援につなぎます。	村民生活課
26	産婦・新生児訪問指導	生後28日以内に保健師が家庭訪問を実施しています。里帰り産婦や新生児についても随時訪問します。 今後も、周産期保健指導だけでなく、子育てについての相談・情報の提供を行い、育児に対する不安の軽減に努めます。	村民生活課

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
27	すこやか育児学級	<p>生後 4 か月から 2 歳児程度までの乳幼児と保護者を対象として、年数回すこやか育児学級を実施しています。月ごとに、栄養士による離乳食教室や消防士による乳幼児の救急法の講習、保健師によるう歯予防の指導などのほか、妊婦と乳児のふれあい・交流や母親同士の交流の場を提供しています。</p> <p>今後も、内容の充実や育児相談の時間の拡大を図ります。</p>	村民生活課
28	妊婦等包括相談支援事業	<p>妊娠届出のあった対象者へ、1 組当たり最大 2 回の面談を実施し、必要に応じて母子保健サービスや産後ケア事業など、必要な支援につながるよう切れ目のない伴走型支援を行います。</p> <p>また、専門職や経済的支援と連携し、より包括的な支援を実現します</p>	村民生活課
29	産後ケア事業	<p>親子同士の関わり方等について悩みや不安を抱えている保護者及び児童を対象に、包括的な相談支援を通じて、子育て家庭の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。</p>	村民生活課
30	親子関係形成支援事業	<p>親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、児童との関わり方や子育ての悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。</p>	村民生活課

### 2-3 妊婦・乳幼児健診

母子の健康管理のため、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種など、母子保健事業の充実を図ります。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
31	妊婦委託健康診査	<p>妊婦健診 14 回分無料券を配付しており、また、15 回以上の妊婦健診料についても償還払いを行っています。</p> <p>今後も継続して実施します。</p>	村民生活課
32	乳児一般委託健康診査	<p>1 歳未満児に 2 回分の無料券を配付しています。今後も継続実施します。</p>	村民生活課

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
33	乳児健康診査	生後 5～7 か月児、生後 8～10 か月児をそれぞれ対象に年 3 回実施しています。今後も継続実施します。 【内容】身体測定・小児科健診・保健指導	村民生活課
34	1 歳児健康診査	生後 11 か月から 13 か月児を対象に年 3 回実施しています。今後も継続実施します。 【内容】身体測定・小児科健診・歯科診察・ブラッシング指導・栄養指導・保健指導	村民生活課
35	1 歳 6 か月児健康診査	生後 1 歳 6 か月から 1 歳 8 か月児を対象に年 3 回実施しています。今後も継続実施します。 【内容】1 歳児健診に同じ	村民生活課
36	2 歳児健康診査	生後 2 歳 6 か月から 2 歳 8 か月児を対象に年 3 回実施しています。今後も継続実施します。 【内容】1 歳児健診に同じ	村民生活課
37	3 歳児健康診査	生後 3 歳 5 か月から 3 歳 8 か月児を対象に年 3 回実施しています。今後も継続実施します。 【内容】身体測定・小児科健診・歯科診察・ブラッシング指導・栄養指導・尿検査・聴力検査・視力検査・保健指導	村民生活課
38	4 歳児健康診査	生後 4 歳 5 か月児以上を対象に、年 3 回実施しています。今後も継続実施します。 【内容】身体測定・小児科診療・歯科健診・ブラッシング指導・栄養指導・保健指導	村民生活課
39	5 歳児健康診査	生後 5 歳 5 か月児以上を対象に、年 3 回実施しています。今後も継続実施します。 【内容】4 歳児健診に同じ	村民生活課
40	乳幼児の予防接種	予防接種回数を増やし、接種機会を逃しても次回予防接種実施日に接種できるようにしています。今後も、啓発活動を強化し、接種率の向上を図ります。	村民生活課
41	う歯予防	3 歳児健診時の歯科診察で、むし歯がゼロ本の子に対して表彰を行うとともに、広報紙に掲載しています。 また、2 歳児はむし歯が増えやすい時期であることから、健診時の指導のほか、年 2 回「むし歯予防教室」を年長児に対し実施しています。今後も継続実施します。	村民生活課

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
42	子ども医療費給付事業	0歳から高校3年生までの子どもが、医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を助成し、乳幼児の保健、育児環境の向上を図っています。今後も継続実施します。	村民生活課

## 2-4 食育の推進

食は、子どもの健やかな成長に欠かせない重要な要素である一方、食生活の乱れ、栄養の偏りが課題となっていることから、食育を推進していきます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
43	成長に応じた食育の推進 (生活習慣病予防教室、だし活、食育教室)	すべての子どもが、豊かな食体験を重ね、正しい食習慣を身につけ、家庭での健康的な食生活の実現や減塩による健康寿命・平均寿命の延伸につながるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。	村民生活課
44	思春期保健教室(食生活)	現在、食生活に関する教室は実施していませんが、学校の要望により実施を検討します。	村民生活課

## 2-5 子どもの喫煙や薬物乱用に対する教育

子どもたちに対して喫煙・飲酒・薬物の害を啓発するために、適正な健康教育を推進します。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
45	喫煙防止教室(5年) 飲酒防止教室(6年)	小学校高学年を対象に防煙教室を実施しています。その他は学校独自の活動の中で実施しています。 今後も学校と連携・協力して実施します。	村民生活課
46	思春期保健教室(薬物)	中学生を対象に薬物乱用教室を開催し、危険性と健康被害の学習を推進しています。 今後も学校と連携・協力して実施します。	教育委員会

## 2-6 学校における思春期教育

乳幼児とふれあう機会の充実や適正な性教育など、学校における思春期教育を推進します。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
47	思春期保健教室（性）	中学生を対象に、年1回、講師（医師・助産師等）を派遣し、思春期の心や体、性の尊重や命の尊さについて講話しています。 今後も学校と相談の上、継続して実施します。	村民生活課
48	保育所実習	中学校3年生の学年行事として実施しています。今後も、保育所の幼児とのふれあいにより子どもへの理解をより一層深めるため継続して実施します。	教育委員会

## 2-7 小児医療の充実

子どもが病気やけがをした場合のために、下北地域全体での休日・救急医療体制を維持し、小児医療体制の確保を図ります。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
49	下北地域全体での休日・救急医療体制の維持	むつ総合病院を中心とした休日・救急医療体制が確立されています。今後も、むつ下北地域の医療拠点として、むつ総合病院の医療体制を関係市町村で維持していきます。	村民生活課



## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 3-1 次世代の親の育成

子どもの社会全般に対する意識を高めることによって、次世代の親となる子どもたちの成長を促していきます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
50	保育所実習（再掲）	中学校3年生の学年行事として実施しています。今後も、継続して実施するとともに、子どもへの理解をより深めるために、事前学習を強化します。	村民生活課

### 3-2 豊かな心の育成

道徳教育の充実や子ども同士の世代間交流の積極的展開などにより、子どもの豊かな心の育成を推進します。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
51	道徳教育の充実（再掲）	各小中学校において、学習指導要領に基づき、教材を用いて、善悪の判断や相手を思いやる気持ちなどについて学習し、道徳教育の充実を図ります。	教育委員会
52	スクールカウンセラーの配置	不登校・いじめ等の社会問題に発展する前に、わずかな悩みでも臨床心理士に相談できるよう、村単独事業として、風間浦中学校を拠点に、村内児童生徒を対象としたスクールカウンセラー事業を展開しています。 今後も児童生徒の心の問題に対応するため、臨床心理士を配置して児童生徒に対するカウンセリングや教員、保護者に対する助言・援助等を行います。	教育委員会
53	保育所・小学校・中学校の連携・交流	保育所・小学校・中学校が一つの地区内で隣接立地されていることから、保育所から小学校へ子どもが円滑な移行を行えるようにするために、国が策定した「放課後子ども総合プラン」の推進状況を踏まえつつ、保育所と小学校の連携強化を図るとともに、中学校まで含めた連携の取り組みについて検討します。	村民生活課 教育委員会



### 3-3 信頼される学校づくり

子どもたちが安心して学力向上に取り組めるよう、学校における安心な教育環境づくりを進めます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
54	防犯教室	不審者対策等の一環として、警察の協力を得て各小中学校で防犯教室を実施します。	教育委員会
55	防犯メール配信	防犯等の緊急情報を保護者の携帯電話に配信し、情報伝達によって児童生徒の安全を確保しています。	教育委員会

### 3-4 教育に関する経済的支援

親の経済的事情によって子どもが教育を受ける機会で不利益をこうむることがないように、教育に関する経済的支援を行います。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
56	就学援助	要保護・準要保護の認定基準に基づき適正な就学援助を引き続き実施します。	教育委員会
57	風間浦村奨学金貸与事業	修学の便宜を図り、人材育成の目的から風間浦村奨学金貸与条例に基づいて引き続き実施します。	教育委員会
58	ミルク給食費無償化事業	村立小・中学生の学校給食費（ミルク給食費）を無償化し、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	教育委員会
59	小・中学校修学旅行費助成事業	村立小・中学校が実施する修学旅行に要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担を軽減します。	教育委員会

### 3-5 家庭の教育力の向上

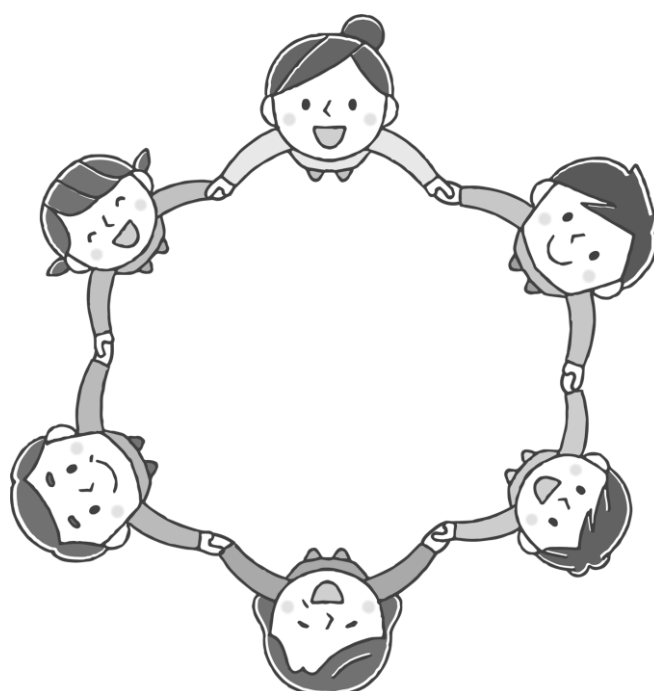
子育ての第一義的責任は家庭にあるとの認識のもと、家庭における教育力の向上を図ります。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
60	家庭教育に関する講座（再掲）	村 PTA 研修会で、保護者・教員を対象に家庭教育関係の講演会等を実施しています。 今後も、参観日や学校行事等を利用するなど、中学生や保護者を対象に、しつけや学力向上についての勉強会・講演会等を実施し、家庭教育の水準を高めます。	教育委員会

### 3-6 地域の教育力の向上

子どもの豊かな人間性、たくましく生きるための健康な体を社会全体で育てていくため、地域資源を活用した取り組みを進めます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
61	地域が主体となった体験学習の検討	<p>学校教育の枠にとらわれず、地域が主導する形で実施する体験学習の実施可能性について検討しています。</p> <p>活動としては、食生活改善推進委員会が主となって「おやこ料理教室」を小学生と保護者を対象に実施しました。</p> <p>今後も継続実施します。</p>	村民生活課
62	地域の特性を生かした体験学習	<p>小中学校において、漁業を中心とした地場産業に対する理解を深めるため、地域住民の協力を得て体験学習を行っています。</p> <p>べこもち、イカ刺し作り、田植え・稲刈り、ふのり採りの体験学習を実施しています。</p>	教育委員会 産業建設課
63	小中学校施設の地域活動への開放（再掲）	<p>現在、中学校体育館で、体育協会のバレーボール部及びバスケットボール部が活動を行っています。</p> <p>今後も現行どおり継続して実施し、子どもの遊び場と活動の場としても開放します。また、地域活動への提供も推進していきます。</p>	教育委員会



### 3-7 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

携帯電話・インターネット等に関する正しい使い方の啓発等、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
64	メディアリテラシー教育	パソコン等を使用する授業の際などに、インターネット上のルールやマナーについて各学校において指導しています。 今後も、講師については地元の人材をボランティアとして活用し、携帯電話サイトやインターネットを含む情報媒体の持つ危険性や利用する上でのマナーなどを指導します。	教育委員会
65	携帯電話サイトを含むインターネット犯罪防止に関する講習会や啓発活動	携帯電話サイトを含むインターネット犯罪防止については、青森県教育庁からのパンフレット等を学校へ配布して保護者・児童生徒への周知徹底を図っています。現行どおり、継続して実施します。 また、必要に応じて、保護者・児童生徒を対象に講習会等を開催します。	教育委員会



## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

### 4-1 良好な居住環境の整備

子育て家庭が安全に暮らせるよう、合併処理浄化槽の設置など、良好な居住環境の整備を進めます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
66	村営住宅の建替	村営住宅の建替事業を進めています。 今後も、ストックの見直し及び長寿命化計画を作成し、必要性に応じて建替事業を推進します。	産業建設課
67	合併浄化槽設置補助金交付	生活排水による公共水域の水質汚濁防止のため、国等の交付金を活用しながら費用の一部を補助することにより、合併処理浄化槽の設置をさらに推進します。	産業建設課

### 4-2 安全な道路交通環境の整備

歩道の設置やバリアフリー化、ガードレールの設置など、歩行者に安全な道路交通環境の整備を進めます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
68	村道の改良	村道整備・改良事業の際、歩道の設置やバリアフリー化、ガードレールの設置など、村道の改良を行います。 今後も必要な箇所が生じた場合は、必要に応じて実施を検討します。	産業建設課
69	歩道除雪	通学路の安全確保のため、小型の除雪機等で学校周辺の歩道の除雪を実施します。	産業建設課

### 4-3 安心して外出できる環境の整備

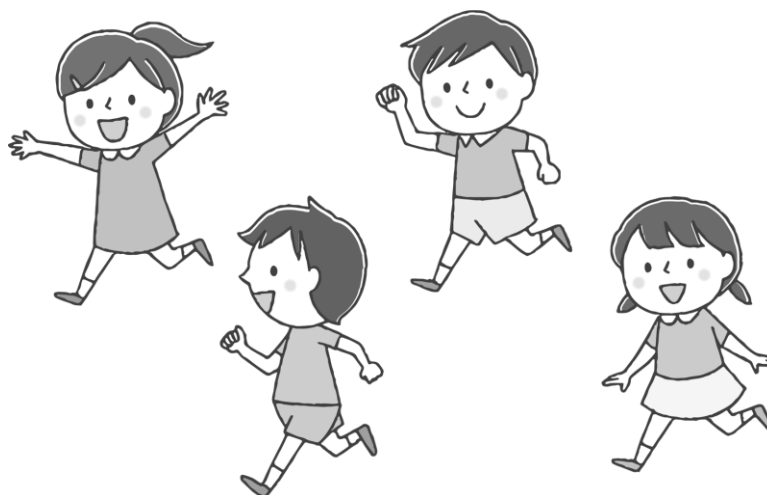
公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化などにより、親も子も安心して外出できる環境の整備を進めます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
70	公共の多目的トイレの整備	公共施設改築時に設置します。	産業建設課

#### 4-4 安全・安心なまちづくりの推進

子どもを犯罪から守るため、地域社会全体での防犯活動を活性化し、安全・安心まちづくりを推進していきます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
71	自主防犯意識の啓発	広報紙を活用し、防犯や交通事故防止に関する情報や地域の活動情報などを継続的に情報提供しています。現在の活動において相当の効果が感じられていますので、今後も継続して実施します。	総務課
72	防犯笛の配付	小学校の新入生や転校生を中心に、毎年寄贈による防犯笛を配付します。	教育委員会
73	防犯設備の整備	暗い歩道や見通しの悪い場所に防犯灯等の防犯設備の整備を図ることにより、犯罪の抑止に努めます。	産業建設課
74	ニホンザルに対する事故防止	有害鳥獣保護管理専門員等によるパトロール(追い上げ含む)や電気柵の設置・大型檻等による捕獲を実施します。	産業建設課



## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 5-1 男性を含めた働き方の見直し

事業所や業界団体への啓発活動を通じて、子育てをしやすい職場環境づくりを進めます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
75	事業所や業界団体への啓発活動	雇用者の性別によらず、育児休暇の取得促進や子育て中の就業時間短縮など関係団体への啓発活動を実施し、地域社会で支える子育て環境の整備を図ります。	総務課

### 5-2 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立について、女性が子育てをしながら仕事を続けていくことができるよう、意識啓発などを進めます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
76	父親教室(育児学級併催)	これから父親になる男性が抵抗なく家庭での子育てに取り組めるように、父親としての心構えや簡単な家事の仕方などを学べる機会を既存の事業を活用して設けます。	村民生活課
77	子育て家庭が働きやすい地域子ども子育て支援事業の検討	働きながら子育てを行うことができるよう、また保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、教育・保育環境及び地域子ども・子育て支援事業の充実の実施検討や事業量及び実施体制の確保に努めます。	村民生活課



## 基本目標6 子ども等の安全の確保

### 6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通事故被害を防ぐため、交通安全指導や交通安全意識についての啓発など、子どもの交通安全を確保するための活動を推進します。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
78	交通安全指導	村主催の交通安全運動等に小学校が参加し、一般住民とともに交通安全指導が実施されています。現在の活動における効果が出ていることから、今後も継続して実施し、交通安全意識の啓発に努めます。	総務課
79	広報紙等による広報活動	広報紙等で、交通安全に関する記事を定期的に掲載し、交通安全についての啓発を行います。	総務課

### 6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

社会全体で子どもを犯罪から守るため、自主防犯意識の啓発や地域でのパトロール活動など、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
80	自主防犯意識の啓発(再掲)	広報紙を活用し、防犯や交通事故防止に関する情報や地域の活動情報などを継続的に情報提供しています。現在の活動において相当の効果が感じられていますので、今後も継続して実施します。	総務課
81	夏休み期間中や祭礼時などのパトロール活動	青少年犯罪が増える時期に村内小中学校のPTA及び防犯指導隊風間浦支隊や青少年健全育成推進員等による夜間パトロールを実施します。	総務課
82	駐在所連絡協議会等の活用	風間浦駐在所と連携し活動しており、毎年の総会において青少年犯罪を含めた地域の犯罪情報等を警察より提供されています。 今後も、青少年犯罪についての情報交換の場として活用し、他の青少年関係会合等との連携協力を図ります。	総務課

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
83	子ども110番の家	<p>「子ども110番の家」のステッカーを各地域の民家に貼り、危険を感じたときはすぐ駆け込みできる体制づくりをしています。</p> <p>今後も、引き続き整備を進めるとともに、地域全体が子どもを守るという意識づくりのため広報紙などを活用して、住民への呼びかけを行います。</p>	総務課
84	被害児童のカウンセリング体制の整備	<p>児童相談所等関係機関との連携により、被害児童が発生した場合の支援体制を整えます。</p>	村民生活課





## 基本目標7 要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進

### 7-1 児童虐待防止対策の充実

虐待が発見された場合に早急に対応できる体制を充実させるとともに、虐待防止に向けた地域ネットワークの活用を図ります。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
85	児童虐待防止ネットワーク組織の編成	学校・警察・診療所・児童相談所等が児童虐待に関する情報交換と虐待児童や家庭への対応について協議するため、要保護児童対策地域協議会を中心とした地域ネットワークを組織しています。 今後も要保護児童対策地域協議会等における協議・支援と関係機関とのケース検討会議を実施します。	村民生活課
86	子育て世帯訪問支援事業	虐待の未然防止のため、支援が必要と思われる家庭への訪問支援を行います。	村民生活課
87	児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談等の支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行います。	村民生活課

### 7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対し、経済的支援等を進め、関係機関と連携しながら、自立を促していきます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
88	ひとり親等医療費助成	18歳までのひとり親家庭の父母及び児童に係わる医療費を助成しています。今後も継続実施します。	村民生活課
89	児童扶養手当	父母の離婚等により、父親または母親と生計を同じくしていない児童を監護している父、母または養育者に手当を支給します。	村民生活課

### 7-3 障がいを持つ児童に対する施策の充実

障害児保育や特別支援教育など、障がいを持つ子どものいる家庭への支援を充実していきます。

施策番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
90	北通り地区の障がい児受け入れ体制拡充の検討	むつ地区の療育状況を勘案しながら、北通り地区として障がいを持つ児童の療育等の体制の拡充を検討していきます。	村民生活課
91	障害児保育の実施	風間浦保育所において障害児保育を実施しているほか、障がいや発達上の不安の早期発見に取り組んでいます。 今後も継続実施します。	村民生活課
92	特別支援教育の推進	小中学校で、障がい児など特別な支援が必要な児童・生徒を受け入れ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、教育内容・技術の研修、補助員など人員の充実、施設の整備などに努めます。 また、「風間浦地区こども発達相談連絡協議会」を設置して、成長発達に係わる児童の支援にあたっており、継続して実施していきます。	教育委員会

### 7-4 子どもの貧困やヤングケアラー等への支援の検討

すべての子どもの現在及び将来が家庭環境や住んでいる地域に左右されることなく、支援が必要な子ども・家庭に対し迅速かつ適切な支援ができるよう、対象となる子ども、家庭を早期に発見し、支援につながる取り組みを進められる体制の強化、支援の充実に向けたの検討を進めます。

※ ヤングケアラーとは、“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者”のことです。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

資料 こども家庭庁

## 基本目標8 その他、定住促進のための施策

### 8-1 観光産業の育成

本村の魅力を外部にアピールし、多くの人々が村へ移り住むきっかけづくりと  
するため、観光産業の育成を推進します。

施策 番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
93	観光の通年化	関係機関に道路の冬季閉鎖解消や公共交通の利便性向上を働きかけます。	産業建設課
94	ゆかい村再発見プロジェクト	下風呂温泉海峡の湯を核とした誘客促進のため、ホームページを中心とした情報発信の強化と湯治文化の周知を行います。	産業建設課

### 8-2 未婚者の結婚促進

少子化対策、晩婚化対策の一環として、村内で結婚を希望する方の婚活を後押し  
します。

施策 番号	事業・施策	内容・方向	担当部署
95	婚活応援事業	あおり出会いサポートセンターが運営するマッチングシステム「AI(あい)であう」を村内の独身の方へ周知します。	企画政策課



## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画にはなりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。そのため、本村では村内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を「村全域」と設定します。

図表 認定区分ごとの教育・保育提供区域とその内容

認定区分	提供区域	内容
1号認定（3～5歳・教育のみ）	1区域 （村内全域）	村内に幼稚園はありませんが、村外の幼稚園に通う児童が該当します。
2号認定（3～5歳・保育あり）		現在の施設配置や利用実態から、細かい区域に分けず、村内全域で提供の調整を行います。
3号認定（0～2歳・保育あり）		

図表 地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその内容

事業名	提供区域	内容
利用者支援事業	1区域 （村内全域）	子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言等の支援を行う事業です。（※本村では未実施）
地域子育て支援拠点事業	1区域 （村内全域）	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。（子育て支援センター）
妊婦健康診査事業	1区域 （村内全域）	妊婦が定期的に行う健康診査費用を助成する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	1区域 （村内全域）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての情報提供、相談・助言等を行う事業です。
養育支援訪問事業	1区域 （村内全域）	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。（相談、育児・家事援助等）
子育て短期支援事業	1区域 （村内全域）	保護者が、疾病・疲労などの理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行います。（※本村では未実施）

事業名	提供区域	内容
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	1区域 (村内全域)	児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。（※本村では未実施）
一時預かり事業	1区域 (村内全域)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。
延長保育事業	1区域 (村内全域)	保育認定を受けた児童について、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。
病児・病後児保育事業	1区域 (村内全域)	病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。（※本村では未実施）
放課後児童クラブ (新・放課後児童健全育成事業)	1区域 (村内全域)	保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。 本村では、放課後子ども教室において放課後の居場所を確保しています（※本村では新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室において受け入れを行っています。）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定は行いません。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	新規事業者の参入促進に関する事業であり、本村において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、全村的な取り組みとなると思われ、区域設定は行いません。

図表 新たに創設される地域子ども・子育て支援事業等の提供区域とその内容

事業名	提供区域	内容
【新規事業】 子育て世帯訪問支援事業	1区域 (村内全域)	虐待の未然防止のため、支援が必要と思われる家庭への訪問支援を行う事業です。
【新規事業】 児童育成支援拠点事業	1区域 (村内全域)	家庭や学校に居場所のない児童を対象とした、居場所提供を支援する事業です。
【新規事業】 親子関係形成支援事業	1区域 (村内全域)	親子同士の関わり方等について悩みや不安を抱えている保護者及び児童を対象に、相談支援を行う事業です。
【新規事業】 妊婦等包括相談支援事業 産後ケア事業	1区域 (村内全域)	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。
【新規事業】 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	1区域 (村内全域)	保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、子どもが保育所（園）等で過ごす機会を保障することを目的とし、生後6か月から2歳までの子どもを、月に10時間まで、保育所（園）等に預けることができる事業です。

※令和7年度より法制化される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和8年度以降、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付け、実施・検討を進めます。

## 2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

村内に居住する子どもの施設型給付・地域型保育給付の需要量と提供見込量は、以下のとおりです。

### (1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

現在、本村には幼稚園がないため、量の見込み、確保の方策ともに利用は見込みませんが、広域利用等により村外幼稚園の利用を希望する場合は、当該幼稚園等と連携し、受け入れ環境を整えるなど、サービスの確保・提供方策について検討します。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

### (2) 2号認定（保育所・認定こども園）

児童人口の減少に伴い、利用者も減少することが見込まれます。村内の既存の施設を維持することにより、提供体制の確保に努めていきます。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	13	7	6	6	6
確保の方策	13	7	6	6	6
特定教育・保育施設	13	7	6	6	6
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

### (3) 3号認定 (0歳児)

村内の既存の施設を維持することにより、提供体制の確保に努めていきます。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の方策	2	2	2	2	2
特定教育・保育施設	2	2	2	2	2
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

### (4) 3号認定 (1、2歳児)

児童人口の減少に伴い、利用者も減少することが見込まれます。村内の既存の施設を維持することにより、提供体制の確保に努めていきます。

#### ① 1歳児

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	2	2	2	2	1
確保の方策	2	2	2	2	1
特定教育・保育施設	2	2	2	2	1
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

#### ② 2歳児

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	3	2	2	2	2
確保の方策	3	2	2	2	2
特定教育・保育施設	3	2	2	2	2
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

### 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等

---

本村における子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、及び当該教育・保育の推進体制の確保の内容については、下記のとおりです。

#### (1) 認定こども園の普及

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いなれた園に継続して利用できるため、子どもにとっても、親にとってもメリットがあると考えられます。

このため、私立保育所については当面保育所のまま特定施設型給付を行いますが、必要に応じて認定こども園への移行を検討します。

#### (2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期でもあることから、子どもの健やかな発達を保証するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を行っていきます。

そのために、県や関係機関と連携した人材の確保・育成に努めていきます。

#### (3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携等の推進について

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業、その他の子ども・子育て支援に関わる者、すべての関係者同士の密着な連携が必要です。

関係者間で意見交換や情報交換を行う場を設けるなど、村として支援していきます。

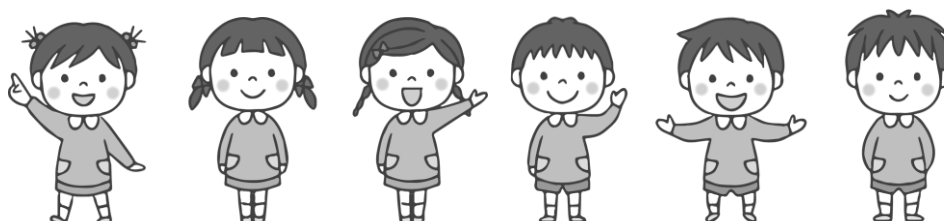
また、保育所から小学校へ子どもが円滑な移行を行えるようにするために、国が策定した「放課後子ども総合プラン」の推進状況を踏まえつつ、平成28年に同一地区内で隣接立地された保育所と小学校の連携強化を図るとともに、中学校まで含めた連携の取り組みについて検討します。



#### (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払の防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。



## 4 地域子ども・子育て支援事業等の需要量及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

### (1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

本村では、地域子ども・子育て支援事業としての実施はありませんが、村民生活課窓口及び地域子育て支援センターにおいて、情報提供及び教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に向けた相談を実施しており、今後も必要に応じて当該事業の実施体制の整備を検討します。

(単位：か所)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0

### (2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。

地域子育て支援センターは村内に1か所となっており、今後もニーズに応じたサービス提供体制を確保していきます。

(単位：人回・か所)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	-	-	-	-	-
確保の方策	1	1	1	1	1

### (3) 妊婦健診事業

妊婦健診事業は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現在、受診する妊婦に対して14回の助成を行っています。安全で安心な出産のために、引き続き14回の助成を推進していきます。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	3	3	3	2	2
確保の方策	3	3	3	2	2
実施体制	保健師1名 助産師1名で対応				

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師、看護師、助産師、保育士等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

引き続き、全家庭への訪問を実施していきます。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	3	3	3	2	2
確保の方策	3	3	3	2	2
実施体制	保健師1名 助産師1名で対応				

### (5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

引き続き、必要な家庭への訪問を実施していきます。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1
実施体制	保健師1名 助産師1名で対応				

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

現在、本村では実施していませんが、ニーズに応じて、サービスの確保・提供方策について検討します。

(単位：人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0

## (7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育て援助活動支援事業は、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

現在、本村では実施していませんが、ニーズに応じて、サービスの確保・提供方策について検討します。

(単位：人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
確保の方策		0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業

### ① 幼稚園における在園児対象型

現在、村内には幼稚園がないため、幼稚園における在園児対象型の一時預かりは実施していません。

(単位：人日)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
確保の方策		0	0	0	0	0

### ② 在園児対象型以外

一時預かり事業は、乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

風間浦保育所で、ニーズに応じた受け入れを行っていきます。

(単位：人日)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み		0	0	0	0	0
確保の方策	一時預かり事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動 支援事業	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0

## (9) 延長保育事業（時間外保育）

延長保育事業は、11時間以上の開所時間で保育を行う事業です。

現在、本村では実施していますが第2期計画期間中の利用者はおらず、令和7年度以降の利用者の見込みもないため、今後はニーズに応じて、サービスの提供体制を検討します。

(単位：人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み		0	0	0	0	0
確保の方策		1	1	1	1	1

## (10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業

病児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

病後児保育事業は、子どもが病気の回復期で、かつ、集団保育が困難な期間、病院・診療所、保育所等に敷設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業です。

現在、本村では実施していませんが、近隣市町村や医療機関などと連携し、今後の実施体制の確保に努めます。

(単位：人日)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み		0	0	0	0	0
確保の方策	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動 支援事業	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0

## (11) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

現在、本村では実施していませんが、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえた適切なサービス提供に向けた検討を継続します。

また、現在実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施について、検討します。

(単位：人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0
確保の方策	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払わなくてはならない日用品、文房具などの物品の購入のための費用や、行事への参加のための費用などを助成し、保護者の経済的負担を軽減するものです。

本村では、独自の無償化事業によって補足給付への対応を行っています。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、特定教育・保育施設などに民間事業者が参入することを図るための調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営を促進するための事業です。

子ども・子育て新制度への移行状況等を踏まえ、事業の実施について検討します。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

### 【確保の方策】

- 新規の事業であり、計画期間に対象となる利用者は見込みませんが、引き続き相談事業や訪問、健診等の様々な機会や関係機関との連携を通じて対象者の把握に努め、すべての要支援者が支援につながるよう取り組みます。

## (15) 児童育成支援拠点事業【新規】

虐待を防止し、児童にとって最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況についてアセスメントを行い、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 【確保の方策】

- 新規の事業であり、計画期間に対象となる利用者は見込みませんが、村内での居場所づくりとともに、支援の必要な児童の把握に努め、適切に支援につながる体制を確保します。

## (16) 親子関係形成支援事業【新規】

親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

### 【確保の方策】

- 妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業での相談、訪問機会をはじめ、様々な教育・保育施設での状況等から、対象となる保護者や児童の把握に努め、支援につながる体制を確保します。

## (17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

### 産後ケア事業【新規】

#### ① 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と妊婦への相談支援を行う妊婦等包括相談支援事業が令和7年度から創設されます。

### 【確保の方策】

- 妊娠届出のあった対象者へ、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、1組当たり最大2回の面談を実施します。

(利用者数 単位：人・人回)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(妊娠届出数)	3	3	3	3	3
(1組当たり面談回数)	2	2	2	2	2
確保の方策	6	6	6	6	6

#### ② 産後ケア事業

「休息したい」「産後、家族などの手助けがない」「体調がすぐれない」「初めての子育てで不安」など、出産の疲労や育児不安などでケアを必要とする方への状況に応じて実施します。

### 【確保の方策】

- 妊婦等包括相談支援事業からの状況把握とともに、妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業での相談、訪問機会を有効に活用し、適切な支援につながるよう対象者の把握に努めます。



(利用者数 単位：人回)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	6	6	6	6	6
確保の方策	6	6	6	6	6

## (18) こども誰でも通園制度【新規】

こども誰でも通園制度については、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図ったうえで、令和8年度より、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしています。

そのため、村内においても令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討することします。

本計画期間における児童推計から、対象となる児童数、利用見込みは次のとおりとなります。

### 【こども誰でも通園制度の概要】

- すべての自治体で利用できる制度で、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、子どもが保育所（園）等で過ごす機会を保障することを目的としています。
- 生後6か月から2歳までの子どもを、月に10時間まで、保育所（園）等に預けることができる制度です。

### 【確保の方策】

- 本事業は令和8年度より実施します。
- 村内では、保育施設にすでに通っている児童と一緒に保育を行う「一般型（在園児と合同）」または、利用定員に達しない保育施設が、定員の範囲内で受け入れる「余裕活用型」が考えられます。そこで令和7年度の村内教育・保育施設での受け入れ状況をもとに、利用見込みを勘案しながら令和8年度以降の受入体制を確保します。



## 第6章 計画の着実な推進に向けて

### 1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

計画の推進にあたっては、様々な機会を通じて住民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供だけでは困難です。

本計画に関わる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとの関わりが重要な要素であることから、子どもを含む住民や地域団体などの多様な主体と連携し、施策を推進します。

#### (2) 庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉、教育など、様々な分野に及びます。

住民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各課の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

#### (3) 役割分担

関係主体それぞれの役割分担は、下記のとおりとします。

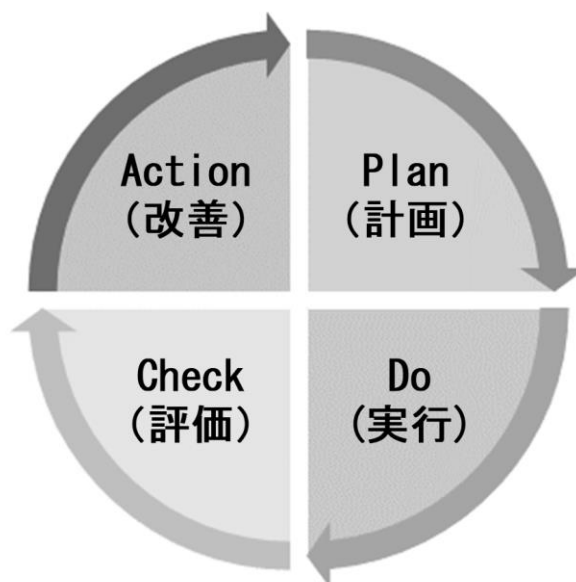
関係主体	役割
風間浦村	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行います。</li><li>2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</li><li>3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保します。</li></ol>
青森県	<p>法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行います。</p> <p>特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じます。</p>

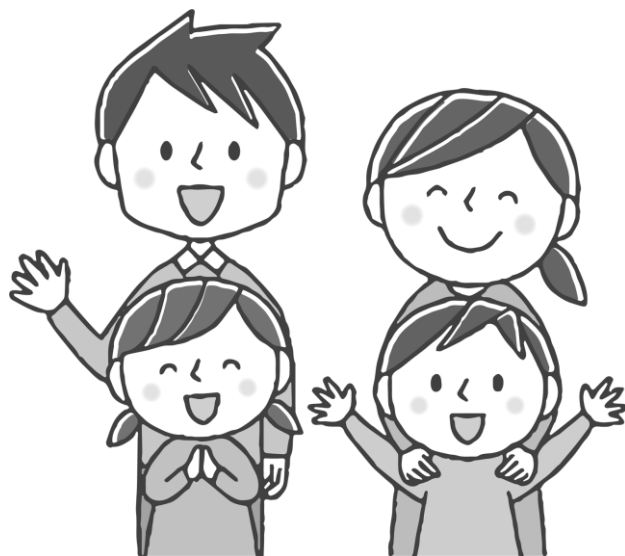
関係主体	役割
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じます。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備します。 国又は青森県や風間浦村が講ずる子ども・子育て支援へ協力します。
住民 (NPO 等含む)	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は青森県や風間浦村が講ずる子ども・子育て支援へ協力します。

## 2 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で、必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めていきます。

このため、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。





# 資料編

---



# 資料編

## 資料1 風間浦村子ども・子育て会議条例

### 風間浦村子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という)第77条第1項の規定に基づき、風間浦村子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務(同項第4号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき村が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。)を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務(同項第4号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき村が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。)を処理するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 公募による法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (6) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務)

第8条 子ども・子育て会議の事務は、村民生活課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 村は、委員等に対し、風間浦村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第5号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委員)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、村長の同意を得て、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。



## 資料2 風間浦村子ども・子育て会議委員名簿

### 風間浦村子ども・子育て会議委員名簿

任期： 自 令和6年2月8日

至 令和7年3月31日

No.	選出区分	職名等	氏名
1	公募による法第6条第2項に規定する保護者	親権を行い、子どもを現に監護する者	池田真梨
2	事業主を代表する者	個人事業主（漁師）	木下清
3	労働者を代表する者	大間病院職員組合員	飯田一郎
4	法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	風間浦保育所長	品木勝弘
5		風間浦村民生委員児童委員協議会 副会長	平嶋栄子
6		風間浦村民生委員児童委員 主任児童委員	熊谷幸子
7		風間浦村役場 主任保健師	能渡和枝
8		風間浦村役場 保健・衛生G主事	小幡美咲
9	子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者	元風間浦保育所長	佐々木真佐子
10		元風間浦保育所 主任保育士	廣谷みゆき



風間浦村  
子ども・子育て支援事業計画  
（第3期）

---

【計画期間 令和7年度～令和11年度】

令和7年3月 発行

発行 風間浦村  
編集 風間浦村 村民生活課

〒039-4502

青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 11-2  
（風間浦村総合福祉センター「げんきかん」内）

TEL 0175-35-3111 FAX 0175-35-3733

ホームページ <https://www.kazamaura.jp/>